

奈調発第21号
令和2年4月17日

各位

奈良県土地家屋調査士会

会長 貫山伸一 印略

境界問題相談センター奈良

センター長 瀬野郁宣 印略

「緊急事態宣言」発出による相談業務の一時停止について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症に罹患された方およびご家族・関係者の皆様には、
謹んでお見舞い申し上げます。

また医療従事者はじめ感染防止にご尽力されている皆様に、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年4月16日に全国に緊急事態宣言が発出されたことを受け奈良県土地家屋調査士会といたしまして、さらなる感染拡大防止の観点より境界問題相談センター奈良での相談業務を一時停止することとなりました。

皆様におかれましてはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、事情を斟酌の上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、電話やメールによるご相談は実施いたしておりませんのでご了承ください。